

最終提言の実現に向けた努力について

- 薬害肝炎事件の検証及び再発防止のための医薬品行政のあり方検討委員会が平成22年4月28日にとりまとめた「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて(最終提言)」に記載された各課題への対応状況及び今後の方向性は別添のとおりである。引き続き、最終提言を施策に反映させるべく最大限の努力をしてまいりたい。

医薬品等行政評価・監視委員会について

- 医薬品等行政評価・監視委員会（以下「監視委員会」という。）が独自に行う海外の薬事制度の調査については、「薬害再発防止のための医薬品行政等の見直しについて（最終提言）」にも記載されているとおり、医薬品全般あるいは個別の医薬品の安全性の評価を行う第三者組織としての権能を果たす上で重要と考えている。このことから、令和4年度からは、新たに外部調査委託するための予算措置を行っている。
- 令和4年12月27日に開催された第10回監視委員会にて、海外の薬事制度調査の結果報告を行った際に、委員から、より深く徹底した調査が可能になるよう、実地調査に関するご意見もいただいたと承知している。
- 薬事制度も含めた海外制度の実地調査に当たっては、調査する事項にも依存するため一概に申し上げることは難しいが、国内における先行研究・調査分析及び海外公的機関におけるインターネット公開情報並びに文献情報等により、多くの情報を入手することが可能とも認識している。まずはこうした情報を整理・分析しつつ、監視委員会が、その権能を果たすために必要な調査活動を行うことができるよう、引き続き努力してまいりたい。

薬害研究資料館の設立について

(1)について

- 前回の大臣協議以降、薬害被害関係の皆様において薬害資料に関する法人設立に向けた動きがあったことを踏まえつつ、薬害肝炎原告団・弁護団の皆様とも意見交換を続けてきた。特に、厚生労働科学研究において、平成25年度から各被害者団体が保有する薬害資料の整理、目録作成、公開分類方法の作成等を行ってきた取組を踏まえ、これまでの研究成果から得られる示唆をとりまとめ、皆様と意見交換をさせていただくとともに(令和5年2月)、第22回薬害を学び再発を防止するための教育に関する検討会(令和5年3月)においても議論いただいた。
- 意見交換の中では、法人設立は資料の権利関係の課題等を踏まえた対応であり、本件は引き続き厚労省が主体的に検討していくべきものというお考えを承っており、今後ともこのことを十分に踏まえて対応していく考えである。
- 法人設立の動きについては、その後、全国薬害被害者団体連絡協議会を中心に薬害資料の管理等に関する一般社団法人が設立される見通しとなったと伺っている。今後、設立された法人から活動方針等をお聞きしつつ、皆様のお考えも十分に踏まえ、国としてどのような支援ができるか検討してまいりたい。

(2)について

- 前回の大臣協議以降、医薬・生活衛生局において、
 - ・ 上記のとおり、薬害肝炎原告団・弁護団の皆様との意見交換をはじめとした関係者との調整、
 - ・ 様々な被害をテーマとして設立・運営されている資料館等の見学やヒアリング、等を実施してきたところ。今後、設立された法人とともに、薬害資料の管理等についての方向性を検討していきたいと考えている。